

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

KUWAZAWA Trading Co.,Ltd.

最終更新日:2016年6月29日

株式会社クワザワ

桑澤 嘉英

問合せ先:経営企画部 TEL:011-864-1111

証券コード:8104

<http://www.kuwazawa.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や顧客をはじめとした多くの利害関係者に対し、経営の透明性を高めることを基本とし、当社グループの経営理念・行動指針の徹底と、コンプライアンス(法令遵守)に基づく各施策により、適切かつ迅速な経営判断を行い、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太平洋セメント株式会社	1,450,405	17.37
桑澤商事株式会社	697,418	8.35
株式会社寿運輸	297,000	3.55
桑澤 嘉英	248,755	2.98
桑澤 孝通	245,138	2.93
東京海上日動火災保険株式会社	241,583	2.89
株式会社みずほ銀行	210,246	2.51
吉野石膏株式会社	201,357	2.41
クワザワ従業員持株会	200,587	2.40
株式会社LIXIL	169,856	2.03

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

上記に記載の大株主の状況のほか、当社所有の自己株式400,567株(4.79%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

札幌 既存市場

決算期

3月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下 信行	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下 信行	○	株式会社百景園の取締役顧問で、独立役員であります。	非常勤でありますが、経営者としての知識と経験は豊富であり、社外取締役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。 なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新]

内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置し、内部統制システムに関する基本方針、内部監査規程および年度監査計画に基づき監査を実施し、業務改善に向けた助言・勧告を行うとともに取締役・監査役に監査結果を報告しております。あわせて、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備・運用状況の有効性評価を行っております。

監査役は監査役監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や重要な書類の閲覧等を通じて、取締役の職務遂行について監査しております。また、監査役は会計監査人から定期的に監査計画や監査結果の報告を受け、意見交換等をするなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。

内部監査室、監査役、会計監査人は定期的に情報交換の場を設置し、監査所見や関連情報について意見交換をしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数 [更新]

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 裕康	他の会社の出身者													
杉森 一博	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 裕康	○	北第百通信電気株式会社の取締役会長で、独立役員であります。	非常勤でありますが、経営者としての知識と経験は豊富であり、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。 なお、当社との利害関係を有せず、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
杉森 一博		当社の主要事業分野である建設資材分野で、セメントメーカーとして事業展開している太平洋セメント株式会社の北海道支店業務部長であります。	非常勤でありますが、監査業務に関する知識と経験は豊富であり、社外監査役として十分な職務が遂行できると考え、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績運動型報酬制度やストックオプション制度は導入しておりませんが、役員賞与は業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額は、以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬 101百万円(うち社外取締役 1百万円)

監査役に支払った報酬 9百万円(うち社外監査役 9百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

サポートする専任者はおりませんが、案件に応じて、該当部署が対応しております。

取締役会議案の議事録や関係資料などを、総務部から速やかに提出するとともに、取締役会に欠席される場合は、事前に議案についての意見や助言を求めて、議案審議の際に反映しております。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行・監査の状況

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成され、取締役会規則に基づき、毎月1回定期的に開催する他、必要がある場合は随時開催して、法定事項を含む重要事項について審議、決定しております。取締役会には監査役も出席しており、取締役の監督とともに、必要に応じて提言・助言などを行っております。

また、執行役員制度を導入し、業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営の意思決定の迅速化を図ると共に業務執行の効率化を図り、経営機能と執行機能の充実を期しております。

なお、グループ会社の経営状況等については、グループ会社の取締役を兼務している当社取締役等より逐次報告され、業務の執行状況が把握できる体制になっております。

その他に、経営会議を月に1回以上、業務執行会議を年6回、全国支店長会議を年1回それぞれ開催し、取締役、常勤監査役、各部門長が出席して、取締役会において決定された経営方針等に基づき、具体的な業務執行の報告、各部門の業務の進捗状況の確認、検証等が行われています。

グループ会社については、関係会社責任者会議を年2回開催し、各子会社の代表取締役またはそれに準ずる取締役が出席して、業務執行状況の確認や当社からコンプライアンスに関連した重要事項について、指示、教育を行っております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されており、立案された案件を法令・定款などに照らし、その適格性および執行責任を監督し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。また、監査役会規則に基づき、原則毎月1回開催する他、必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け協議を行うとともに、監査の方針や監査の職務に関する事項の決定を行っております。

2. 会計監査の状況

会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、四半期ごとに会計監査を実施するほか、連結子会社に対する監査も実施しております、また、会計制度の変更なども速やかに対応する体制を整えております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名と所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 下田 琢磨 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 片岡 直彦 新日本有限責任監査法人

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 7名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みに関する事項

(1) 内部統制システムの整備の状況

内部統制が効率的かつ効果的になるよう、外部のコンサルティング会社と契約して、有効な手法を取り入れて構築してまいりました。また、整備・運用については、当社の経営企画部6名が主管となって、より効果的になるよう整備・改善・指導・教育を行い、内部監査室3名は、独立性を保つよう、整備・運用状況の評価のみに専念しております。なお、当社の内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善に取り組んでおります。また、当連結会計年度における運用状況等については、重大な欠陥や不備ではなく、有効であることを取締役会において確認しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

リスク管理に関する体制を整備するために、リスク管理の基本方針や規程を定めております。また、グループ内リスク管理体制強化のため、リスク管理委員会を設置し、社長が委員長となって経営企画部に事務局を置き、各委員は、業務分掌規程、職務権限規程、裏議規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程、規程管理規程に照らし合わせながら、グループにおけるリスク管理に関する体制の整備および運用状況を評価・分析し、必要に応じてマニュアルを作成するなどして、その有効性を高めております。

4. 監査役の機能強化に向けた取組状況

当社の監査役は、中立・公平な立場を保持できるように、2名の社外監査役を含めた3名の監査役を選任しております。また、監査役は、会計監査人および内部監査室3名と密接な連携がとれるよう、必要に応じて報告会を開催し報告書を作成するなど、監査の質的充実を図っております。

5. 社外取締役に関する事項

当社の取締役は、経営判断の客観性、適正性を維持するために、社外取締役1名を選任しております。また、優れた見識と豊富な経験を持つ社外取締役であり、取締役会において客観的かつ適正な判断が行われるために必要と考えて選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査役会を設置して、経営の重要な意思決定、業務執行の監督ならびに監査を行っております。

監査役設置会社の形態を採用している理由としては、迅速な意思決定、適正な業務執行、監査の実効性等を確保する体制として、この形態が最もふさわしいと考えているためです。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページにて決算短信・有価証券報告書を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任部署はありませんが、総務部を中心に経営企画部・経理部にて事務局を編成し、それぞれ担当に分担して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法、会社法施行規則および金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備をすすめております。

内部統制に関する基本的な考え方

当社は、以下に記載の経営理念および行動指針に従い、取締役、従業員に対し、法令および定款に適合して、誠実で倫理的な行動をとることを、求めております。こうした活動から健全な経営基盤や内部環境を整え、さらに内部統制システムを有効かつ効率的に整備、運用することにより、公正かつ適切な企業活動を通じ、社会的責任を果たすことを基本的な考え方としております。

【経営理念】

- ・社業を通じて地域社会の生活向上に貢献する。
- ・お客様から強く信頼される会社となる。
- ・利益ある成長を遂げる。
- ・働きがいのある会社をつくる。
- ・仕事を愛し、会社を愛する。

【行動指針】

- ・お客様満足を全力で追及する。
- ・創造的・革新的であり続ける。
- ・社会の法令と社内のルールを遵守する。
- ・人材育成に力を注ぐ。
- ・上司は自ら率先垂範する。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」および「社会貢献」を柱とする、コンプライアンス規程と倫理規程を定め、法令を遵守し、高い倫理観を持って行動する。

(2) コンプライアンスを経営の重要な課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議、業務執行会議等にて報告する。

(3) 取締役会は取締役の職務執行を監督し、監査役は監査役監査基準、監査役会規則に基づき取締役および執行役員の職務執行を監査する。

(4) 取締役会は、その職務執行を分掌する執行役員を選任し、社長が指揮・監督する。

(5) 取締役および執行役員は、取締役会、経営会議等においてその職務の執行状況を適宜報告する。

(6) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。

(7) 反社会的勢力との関係は法令違反にも繋がるものと認識し、反社会的勢力排除に関する規程に従い、その取引を断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。

(8) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査室長は内部監査規程に基づき監査を実施する。

(9) 重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、法令違反等はコンプライアンス責任者を通して取締役会等に報告する。なお、弁護士その他第三者機関との情報の授受が必要な場合は総務部が行う。

(10) コンプライアンス違反に対する通報体制として、内部通報制度および外部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存および管理する。

(2) 前項に係る事務は総務部が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理に関する体制を整備するために、クワザワグループリスク管理基本方針およびリスク管理規程を定める。

(2) グループ内リスク管理体制強化のため、リスク管理委員会を設置し、社長が委員長となって経営企画部に事務局を置き、各委員は、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、経理規程、関係会社管理規程、規程管理規程等に照らし、グループにおけるリスク管理に関する体制の整備および運用状況を評価・分析し、必要に応じてマニュアルを作成するなどして、その有効性を高める。

(3) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、当社グループの損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合、遅滞なく取締役会または経営会議、業務執行会議、リスク管理委員会等に報告し、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要ある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要な案件については、経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。

(2) 取締役の業務執行については、取締役会規則、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、それぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。

(3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは関連本部等から助言を得る。

(4) 経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を整合化することにより責任を明確にし、業務執行の意思決定の迅速化を図り、経営体制を強化するため執行役員制度を導入する。

(5) 業務の効率化を図るために、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社グループは、関係会社管理規程、コンプライアンス規程等を定め、子会社が重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合は、遅滞なく当社へ報告する。

(2) 子会社は、関係会社管理規程に定める承認事項および報告事項に関して当社に報告し、企業集団全体に関する会議にも参加する。

6. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、クワザワグループリスク管理基本方針およびリスク管理規程等を定め、グループ内リスク管理体制強化のためにリスク管理委員会を設置し、グループにおけるリスク管理に関する体制の整備および運用状況を評価・分析し、その有効性を高める。

(2) 子会社は、会社の財務状況の把握に努め、取締役会や経営会議等において損益状況を報告し、損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、速やかに当社に報告する。

7.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、子会社が効率的な業務執行を行うために必要な支援を行うとともに、事業運営に関する重要事項について経営企画部が事務局となり情報交換及び適切な指導を行う。
- (2)子会社は、業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要な場合は当社より助言を得る。また、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

8.当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)子会社は、コンプライアンス規程および倫理規程等を定めるとともに、コンプライアンス管理責任者を配置し、業務の適正の確保に努める。
- (2)子会社の取締役等および使用人のコンプライアンス違反に対する通報体制として、内部通報制度および外部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (3)内部監査室長は、内部監査規程に基づき子会社を定期的に監査し、その結果を社長に報告する。

9.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるが、その場合、当該監査役補助者は業務の執行に係る他の職務を兼務してはならない。

10.前条の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者には必要な知識・能力を備えた者を任命する。また、当該監査役補助者に対する指揮命令権限は監査役に属し、異動は監査役の了解を得るものとする。

11.取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- (1)監査役は、監査役監査基準に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役、執行役員および使用人に對しその説明を求めることができる。
- (2)取締役および使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく監査役へ報告する。

12.子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (1)監査役は、子会社の取締役等が出席するグループ全体の会議に出席するとともに、必要があれば子会社の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (2)子会社において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役へ報告する。

13.前2条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った者は、報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない。監査役は、不利な取扱いの事実を発見した場合、取締役会に是正を求める。

14.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行に必要な場合、費用の前払、支出済費用の償還、債務の支払を会社に対して請求することができる。会社は、職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き当該請求を拒否しない。

15.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)内部監査室長は、内部監査規程および監査役監査基準に基づき、内部監査の計画の立案および実施にあたって監査役と緊密な連携を保つとともに、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (2)内部統制担当責任者は、取締役会において定め、監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3)監査役監査事務に不都合がある場合は、総務部においてこれを補助する。

16.財務報告の適正性を確保するための体制

- (1)財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2)財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3)内部統制担当責任者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議、業務執行会議に報告し、併せて監査役へ報告する。
- (4)前1項から3項に掲げる方針および手続等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は、法令違反にも繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めております。また、反社会的勢力の対応は、コンプライアンス事務局となっている総務部が主管し、外部の専門機関と連携を図って対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

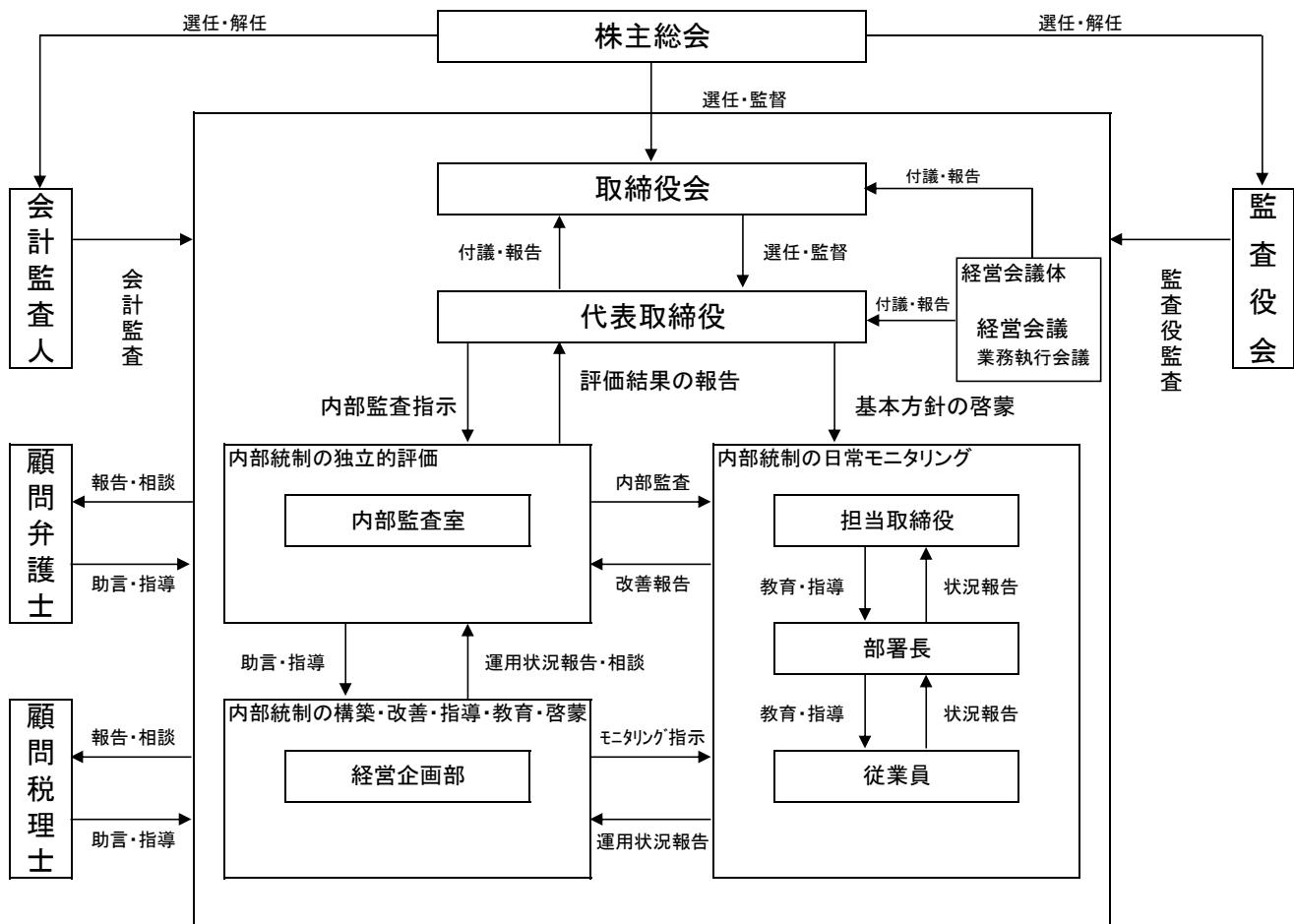
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

社内およびグループ会社からの適時開示に係る会社情報については総務部でとりまとめ、情報取扱責任者を中心に、経営企画部、総務部、経理部で構成する適時開示検討会議にて開示の必要性、内容等を検討いたします。

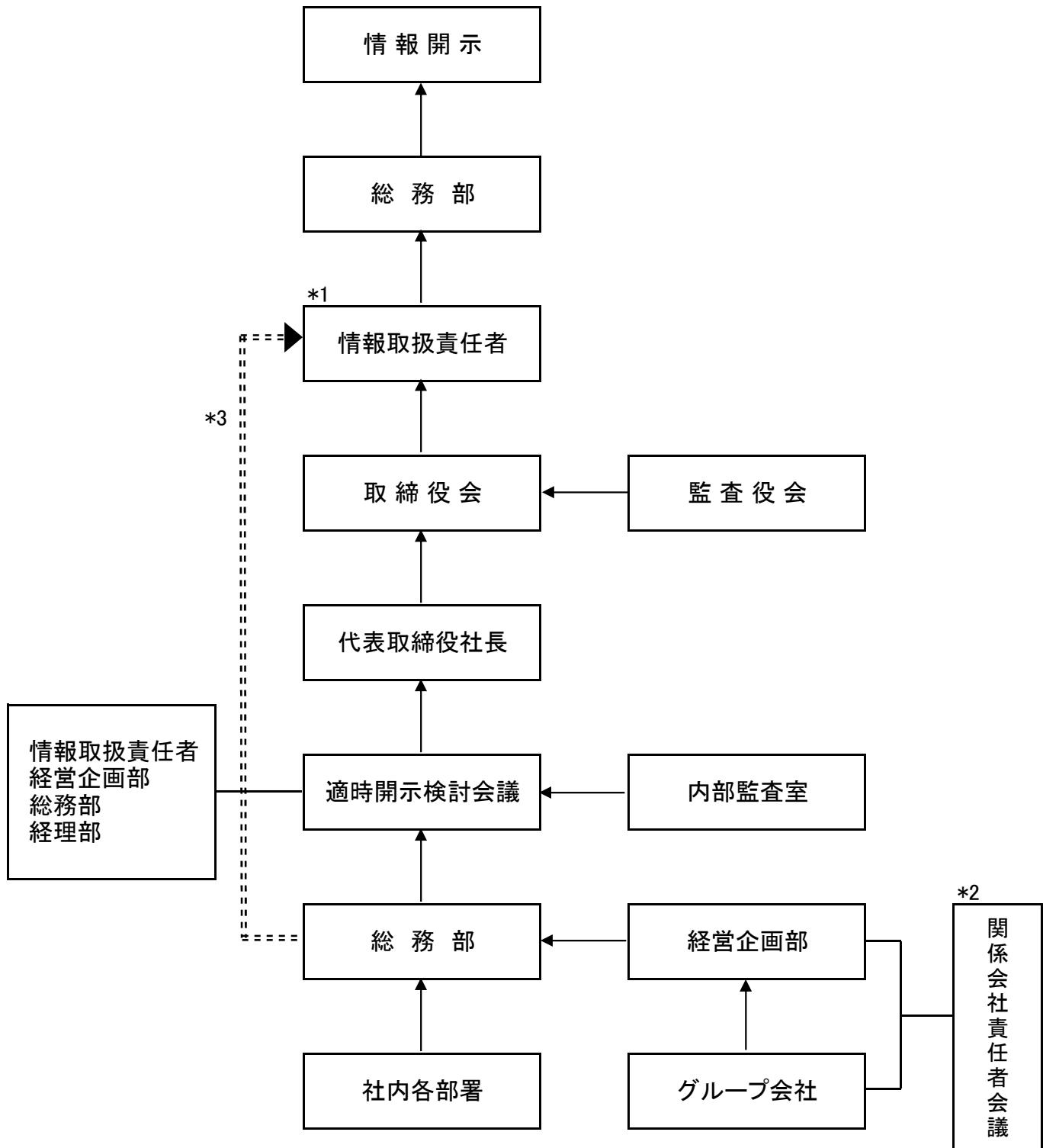
適時開示検討会議にて検討された内容は、代表取締役社長または取締役会に付議され、承認を得たうえで、情報取扱責任者の指示により、総務部が情報開示の手続きを行います。

なお、開示すべき会社情報の正確性を確保するため、必要に応じて、監査法人、弁護士等に確認しております。

【参考資料: 模式図】



【参考資料：適時開示体制概要図】



*1. 情報取扱責任者は内部統制担当責任者

*2. 関係会社責任者会議は原則年2回開催

*3. 発生事実に関しては、総務部で把握した情報について情報取扱責任者が内容を確認し、原則として代表取締役社長に報告または協議した上で情報を開示します。